平成２８年（フ）第１５３６号
大阪府茨木市庄１丁目７番７号
債務者　染河ヨシミ
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４１号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目８番９―511号
債務者　酒井　　純
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７０号
大阪市平野区加美鞍作３丁目11番８―301号
債務者　米田　　一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０４号
大阪市港区田中２丁目１番17号パナハイツ朝潮101号、前住所兵庫県川西市清和台東１丁目３番地の87
債務者　東海　俊英
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２１号
大阪府枚方市東中振１丁目56番９号
債務者　福田　康子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２２号
大阪市港区弁天５丁目16番８号　若藤マンション201号
債務者　秋山　真俊
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５５号
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番26―505号
債務者　日野　雄一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７４号
大阪府豊中市上津島２丁目５番37号
債務者　倉島　光夫
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１号
北九州市八幡西区金剛３丁目15番25号
債務者　篠原　修一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４２号
北九州市八幡西区金剛３丁目15番25号
債務者　篠原　四枝
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４５号
福岡県中間市岩瀬西町28番13号　メゾン・コスミティ201号
債務者　三原　徳子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９９号
埼玉県所沢市中新井２丁目148番地の４　パラシオンＡ―105
債務者　安齋　光紀
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０１号
埼玉県川越市藤原町10番地１（グランドヒルズＡ棟206号室）
債務者　遠藤　　淳
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０４号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目４番地４、前住所埼玉県富士見市東みずほ台３丁目３番地２　ＮＫマンション202
債務者　澤村喜代美
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０５号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目４番地４
債務者　澤村　真央（旧姓細沼）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５７号
岡山県倉敷市上富井111番地１エルディム真木Ｂ―103
債務者　栄田　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
山口県美祢市豊田前町麻生下10番地、住民票上の住所大阪府柏原市田辺２丁目７番33号
債務者　田中沙也加
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
山口地方裁判所宇部支部